

## J Aバンク優遇プログラム規定

### 1 内容

「J Aバンク優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、あいち尾東農業協同組合（以下「当組合」といいます。）所定の基準により組合員・利用者様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階（以下「ステージ」といいます。）を設定し、ステージに応じて手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

### 2 対象

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。

### 3 開始時期

本サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

### 4 得点・ステージ

- (1) サービス提供開始日の前月末日時点における当組合所定の取引に応じて組合員・利用者様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。
- (2) 組合員・利用者様に適用するステージは、毎月25日に更新します。
- (3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次のとおりとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	判定月又はその前月に給与振込を5万円以上お受け取りいただいていること。	100
年金受取	一定期間内※に公的年金（農業者年金・新国民年金・国民年金・厚生年金・共済年金等）をお受け取りいただいていること。 ※ 新国民年金・国民年金・厚生年金・共済年金=判定月又はその前月 農業者年金=判定月又はその前月、前々月	100
正組合員	判定月の月末時点で当J Aの正組合員資格をお持ちであること。	100
准組合員・正組合員 家族	判定月の月末時点で当J Aの准組合員資格をお持ちであること。又は、当J Aの正組合員の同居家族であること。	50
貯金残高	判定月の月末時点で貯金（普通貯金・定期貯金等）を合計10万円以上お預けいただいていること。（10万円毎に10ポイント/最大500万円まで）	10
ローン残高 500万円 以上（※）	判定月の月末時点で500万円以上当組合所定のローンをご利用いただいていること。	200
ローン残高 500万円 未満（※）	判定月の月末時点で500万円未満当組合所定のローンをご利用いただいていること。	150

（※）ローンの種類によっては、ローン残高に含まれないご融資もあります。

- (4) 手数料・各種サービス等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。
- (5) 各取引の得点、各ステージに必要な得点数は次のとおりとします。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
必要な得点	0点以上	300点以上	500点以上

## 5 優遇

- (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。
- (2) 組合員・利用者様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。
- (3) 優遇内容、優遇期間については次のとおりとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
ATM入出金手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携ATM(※)において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。	—	1回 まで	3回 まで

(※) 対象となるATMはセブン銀行、イーネット、ローソン銀行、ゆうちょ銀行となります。

(※) 2021年9月25日から30日のご利用においては、MICS提携行が無料の対象となります。

なお、当該期間においては取引時に手数料が発生しますが、同11月初旬にキャッシュバックが行われることにより優遇が行われます。

## 6 本支店間の得点引継ぎ

- (1) 支店等の廃止、統合等、当組合の都合で組合員・利用者様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスの得点を原則引継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、得点の合算を行いません。
- (2) 組合員・利用者様のご都合でお取引店を変更される場合、得点の集計が出来なくなる場合又は一定期間得点集計ができなくなる場合があります。
- (3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合があります。

## 7 変更・終了

- (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、本サービスの内容（得点

の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等)を変更、又は本サービスを終了することがあります。

- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部又は全ての優遇が受けられないことがあります。

- ① 組合員・利用者様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
- ② 組合員・利用者様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
- ③ すでに利用されているローンを延滞されている場合
- ④ 契約者本人が亡くなった場合
- ⑤ 金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

## 8 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、又は裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

令和3年9月25日現在